

真のタックスパイヤーをめざす

UENO



初秋号

NO.475(9・10月号)



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

義援金を支払った場合の税務上の取扱い(法人の場合)

○ 義援金の税務上の取扱い

会社などの法人が、平成28年4月の熊本地震により被害を受けられた方を支援するために、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いについては、義援金の区分によって次のとおりとなります。

義援金(寄附金)の区分	法人税の取扱い
①被災した地方公共団体に対する寄附金	支払った額の全額が損金算入
②財務大臣が指定した寄附金	
③特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金算入
④認定NPO法人等に対する寄附金	
⑤一般の寄附金(上記以外)	その法人の資本金や所得に応じた一定の限度額まで損金算入

※ 寄附金の損金算入限度額の計算方法などについては、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報『寄附金を支出したとき』」をご覧ください。

【http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>パンフレット「暮らしの税情報」>寄附金を支出したとき)

○ 具体的な義援金の支払い例と税務上の取扱い

・熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合

➡ ①被災した地方公共団体に対する寄附金

※ 法人が、熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

・日本赤十字社が被災者支援のために受け付ける義援金(平成28年熊本地震災害義援金など)を支払った場合

➡ ①被災した地方公共団体に対する寄附金

※ 法人が、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの(財務大臣が指定する寄附金に該当しないもの)につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

- ・公益社団法人・公益財団法人に対して義援金を支払った場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。)

➡ ③特定公益増進法人に対する寄附金

※ 特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

- ・被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っている認定NPO法人等に対して義援金を支払った場合(その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する義援金に限ります。)

➡ ④認定NPO法人等に対する寄附金

※ 認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。

法人が「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に参入されます。

- ・NPO法人(認定NPO法人等でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に対して義援金を支払った場合

➡ ⑤一般の寄附金

※ 一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

- ・募金を取りまとめる団体(募金団体)を通じて、地方公共団体等へ義援金を支払う場合

➡ ①被災した地方公共団体に対する寄附金

※ 募金を取りまとめる団体(以下「募金団体」といいます。)が法人から義援金を預かる場合でも、その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば、募金団体に対して義援金を支払った法人にあっては「国等に対する寄附金」として取り扱われ、その全額が損金の額に算入されます。

○ 損金算入するための手続

地方公共団体に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

e-Taxをご利用ください!



e-Taxホームページ
www.e-Tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

親会事業

第2回理事会

[とき]平成28年8月5日(金)14:00～
[ところ]朝日信用金庫西町ビル7階

最初に7月異動に伴う東京上野税務署幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。続いて、理事46名中、出席者31名で過半数を超え理事会が成立するという報告の後、議事が進行されました。審議事項、委員会・部会の活動報告と計画についてそれぞれ発表して頂きました。



▲小林会長



▲北島署長



▲町田副署長



▲井上法人課税
第1部門統括官



—— 委員会報告 ——

第2回総務委員会

平成28年7月27日(水)10:30～
朝日信用金庫西町ビル4階

総務委員会(石本委員長)が開催されました。第2回理事会の議案、諸規定の整備等について話し合われました。



第2回社会貢献委員会

平成28年7月13日(水)11:00～
朝日信用金庫西町ビル4階

社会貢献委員会(長岡委員長)が開催されました。緊急時支援エントリーシートの登録状況、「熊本地震」ボランティア活動報告等について話し合われました。



第1回厚生委員会

平成28年7月7日(木)11:00～
朝日信用金庫西町ビル4階

厚生委員会(馬目委員長)が開催されました。バス研修会、「法人会寄席 in 鈴本」等、今年度行われる事業について話し合われました。



第2回事業委員会

平成28年7月7日(木)14:00～
朝日信用金庫西町ビル4階

事業委員会(太田委員長)が開催されました。税を考える週間協賛「大型講演会」を中心に話し合われました。



第1回広報委員会

平成28年6月23日(木)11:00～
朝日信用金庫西町ビル6階

広報委員会(木村委員長)が開催されました。今後発行される広報誌、上野法人会パンフレット等について話し合われました。



部会報告

役員会

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、役員会が開催されました。

【青年部会】(富坂青年部会長)

[と き]平成28年8月9日(火) 15:00~

第3回 役員会



【女性部会】(中立女性部会長)

[と き]平成28年8月9日(火) 13:30~

第2回 幹事会



[ところ] (いずれも) 朝日信用金庫西町ビル7階

【上野優申会】(奥出会長)

[と き]平成28年8月10日(水) 13:30~

第2回 役員会



黒船亭 女性セミナー で学ぶ 洋食料理教室

[ところ] 洋食「黒船亭」7F「K-Space」にて

<第1回>平成28年 6月16日(木)

<レッスンメニュー> 12:00~15:00

ハヤシライス、レバーペースト



中立部会長

女性部会(中立部会長)では、女性セミナー「黒船亭で学ぶ洋食料理教室」を2回に渡って開催しました。今回、洋食の名店「黒船亭」の総料理長・石出さんに人気メニューのレシピを教えることができました。実際に目の前でレッスンメニューを作ってもらいながら、家庭でも作れるコツやテクニックを色々聞くことができ、参加者の方々は熱心に質問したり、メモをとったりしていました。また、レッスンの後はお食事会もひらかれ、先ほど学んだ名店の味を存分に味わうことができ、とても楽しいひとときとなりました。



今回講師をして頂いた
総料理長 石出正浩氏



<第2回>平成28年 6月20日(月)

<レッスンメニュー> 12:00~15:00

カニコロッケ、カニの身詰めトマトサラダ



青年部会

東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

ソフトボール大会

[と き]平成28年6月24日(金) 17:00~

[ところ] 上野恩賜公園野球場(正岡子規記念球場)



小雨の中、お揃いユニフォーム税務署とバラバラ青年部会のソフトボール大会を行いました。税務署の先行から始まった初回、我が青年部会長富坂投手が打たれ7失点、完敗と思いきや、グラウンドコンディションが悪かったせいかわつとヒットになる乱打戦となり、結果は5回17対13で税務署の勝利でした。久しぶりのソフトボールは楽しく良い交流が持てました。次回は勝てるようにお揃いの服装で挑みたいですよ!

<文 河田青年副部会長>



源泉部会

第1回研修会

「報酬・料金等の源泉徴収事務」

[と き]平成28年6月8日(水) 13:30~15:30

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講師] 東京上野税務署法人課税第二部門 平部祐子上席国税調査官



第2回研修会

「労務管理、労働安全衛生管理
及び労災認定について」

[と き]平成28年8月2日(火) 13:30~15:30

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講師] 上野労働基準監督署

第2方面主任監督官 橋本 幹生氏
安全衛生課長 本多 和広氏
労災課長 皆川 豊氏



東法連平成29年度税制改正要望(抜粋)

上野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を平成24年度より毎年実施しております。本年度も当会会員3,297社中、254社より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに取りまとめた「東法連平成29年度税制改正要望」を抜粋し下記に掲載いたします。

この要望は、今後、全法連が他県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望とともに取りまとめ、「税制改正に関する提言」として審議・決議し、10月の法人会全国大会での報告、政府・省庁・政党等への提言活動を実施いたします。

1. 国税・地方税

(1) 法人税

①法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は29.97%となり、目標としていた「20%」台を実現、29年度には29.74%となる。

しかし、周辺アジア諸国の平均は22.17%、OECD加盟国の平均は24.98%であり、経済のグローバル化が進むなか、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から25%程度まで引き下げよう求める。

②課税ベースの拡大

平成28年度税制改正で、大法人を中心に課税ベースの拡大等が実施され、中小法人課税については、地域経済、企業経営への影響も踏まえ、引き続き慎重に検討が行なわれることとなった。原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

③中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業軽減税率の適用期限が、平成28年度末に到来する。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。

④交際費課税制度の見直し

平成28年度税制改正において中小法人の交際費課税の特例が、平成29年度末まで2年延長された。

交際費は企業にとって、事業の維持、拡大の

うえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

⑤中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度の拡充

中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度については、繰り戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度への延長を求める。また、欠損金の繰り戻し還付制度は、中小企業に限定して適用されるが、対象企業の拡大も求める。

⑥役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を發揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

(2) 所得税

①所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

一億総活躍社会を創り上げるための社会基盤整備のなかで、配偶者控除の見直しが検討されているが、女性の社会進出の促進には、各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、N分N乗方式の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

(3) 資産税

①事業承継税制

平成27年1月より、相続税・贈与税の納税猶予制度について適用要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。

中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離れた本格的な事業承継税制の創設が望ましいが、当面は納税猶予制度の更なる利用促進を図るため以下の要件の見直しを求める。

- 相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ
- 発行済議決権株式の総数上限(3分の2)の撤廃
- 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- 贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設
- 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。
- 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- 取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態に即した評価方式に見直す。

②相続税

平成27年1月より、基礎控除の引き下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増を招くことが推察される。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

また少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

③相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

(4) 消費税

①軽減税率について

平成28年度の税制改正において、消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されることとなった。軽減税率制度については、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率であり、中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きい。

軽減税率制度の導入に対しては、具体的な対象品目の線引きに基づくシステム改修が必要であり、経理業務をはじめとした制度への対応のために膨大な時間とコストを要することとなる。事業者の混乱を招くおそれがあることから、平成29年4月からの導入については延期を求める。(首相は延期を表明し、9月召集の国会で延期が決定される見込み)

②適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

平成28年度の税制改正において、平成29年4月から区分記載請求書方式、平成33年4月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられたが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者の中で価格転嫁についての不安は未だ大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については長期的な地価下落が続く中、特に都市部において重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」について、平成27年4月に対象期間が5年延長された。省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引き上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

2. その他

(1) マイナンバー(社会保障・税番号制度)

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) e-Tax 控除(電子証明書等特別控除)

e-Tax 控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。

支部・地区だより

竹町支部【夏休みこどもまつり】



平成28年7月18日(月)平成小学校校庭

竹町支部(麻生支部長)

竹鉄砲、水鉄砲、ベーゴマ等、伝承遊びを通して世代間の交流を図ることが出来ました。



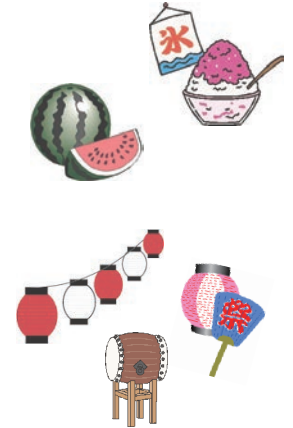
【夏の子供会】



平成28年7月23日(土)竹南会館前

竹町南地区(南地区長)

町会女性部にも応援をいただき、焼きそば、みそおでん、かき氷、輪投げ等のゲームを楽しみました。



二長町地区【納涼のタベ】(麻生地区長)



平成28年8月6日(土)~7日(日)台東1-15-6
参加券を利用した税金クイズ、抽選会等で楽しく過ごしました。

御徒町一丁目地区【すいか割り大会】(杉山地区長)



平成28年7月30日(土)町会館前面道路
ラジオ体操後、すいか割りを
して甘いスイカを楽しみました。

御徒町二丁目地区【納涼盆踊り大会】(小出地区長)



平成28年7月26日(火)~29日(金)御徒町公園
初日は雨天中止でしたが残り3日
間で約1,000人が参加しました。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【女性部研修会】



平成28年7月12日(火)東上野区民館
香袋を作成後、昼食等を取り
ながら交流を図りました。

【ファミリー・レクリエーション】



平成28年8月21日(日)横浜八景島シーパラダイス
水族館をはじめ4つの施設がある
アクアリゾートで楽しめました。

東上野一丁目地区

【納涼のタベ】(岩井地区長)



平成28年8月6日(土)東上野1-7-10道路
納涼のタベが実施され和気
藹々の交流が出来ました。

東上野二丁目地区

【夏のタベ】(兼松地区長)



平成28年8月27日(土)西町公園
雨予報でしたが終了間際まで
降らず大変盛り上がりました。

東上野徒三地区【親睦バーベキュー大会】(樺澤地区長)



平成28年8月7日(日)東上野2-12遊歩道
子供から御年配まで幅広く交
流を深めることが出来ました。

東上野三丁目中町会地区

【納涼夏祭り】(飯田地区長)



平成28年7月31日(日)中町会本通り
晴天に恵まれ約130名の参加
があり大変盛り上がりました。

東上野稲神地区

【納涼祭】(小竹地区長)



平成28年7月23日(土)天理教正門前
子供イベントのドジョウ掴み、
スイカ割りは大賑わいでした。

東上野神吉地区

【納涼大会】(桑原地区長)



平成28年8月6日(土)東上野児童遊園
約300人の老若男女が参加
し、楽しい一日を過ごしました。

上野支部

上野支部(土肥支部長)

【うどん作りと長瀬ライン下り体験バスツアー】



平成28年6月12日(日)秩父郡長瀬町
うどん作りやライン下り等、親子
で楽しい一日を過ごしました。

【納涼大会】



平成28年8月10日(水)黒門小学校
当日は雨も降らず、約1,400
人の方が来場し大盛況でした。

仲御徒町中地区

【納涼大会】(八木地区長)



平成28年7月20日(水)吉池食堂9F
カラオケ大会、ハズレくじ無しの
抽選会は大変盛り上がりました。



入谷支部

【夏休み 子供納涼大会】 根岸二丁目地区 (堀口地区長)



平成 28 年 8 月 6 日(土)～7 日(日)御隠殿通り 19 時頃から踊り始め、子供達も射的等を楽しんでいました。

【中根岸こども会】 中根岸地区 (竹田地区長)



平成 28 年 8 月 7 日(日)防災広場 根岸の里 スイカ割り、水風船、射的等で楽しく交流が出来ました。

【子供夏祭り】 入谷地区 (作山地区長)



平成 28 年 7 月 31 日(日)入谷町会会館前 親子でのパン作り、ドジョウ掴み等を行い楽しい一日でした。

【夏季レクリエーション】



平成 28 年 8 月 21 日(日)歌舞伎座 今年も好評の歌舞伎鑑賞を行い夏のひと時を楽しみました。

【ちびっこサマーイベント】 坂本二丁目地区 (飯島地区長)



平成 28 年 8 月 7 日(日)東京電力機上野制御所 ゲームコーナーや幼児用プール等で地域交流を図りました。

【金魚すくい大会】 仲入谷地区 (込山地区長)



平成 28 年 8 月 21 日(日)入谷 1-10-4～7 路上 晴天に恵まれ、盛大に金魚すくい大会が行われました。

【レクリエーションバスハイク】



平成 28 年 7 月 10 日(日)都内文化施設見学ツアー 赤坂迎賓館前庭、国立西洋美術館等をバスで巡りました。

【納涼大会】



平成 28 年 8 月 28 日(日)小野照崎神社境内 曇天でしたが、暑すぎず長時間皆さん楽しんでいました。

金杉支部

【真夏の夜の動物園】 金杉支部 (水野支部長)



平成 28 年 8 月 11 日(木)上野動物園 普段見られない夜の動物達の姿を観察し楽しく過ごしました。

【税ってなんだ】 金杉一丁目地区 (鈴木地区長)



平成 28 年 6 月 17 日(金)～19 日(日)金杉一丁目会地域 参加した子供達に税の大切さを教える紙芝居を行いました。

【夏祭り税ってなんだ】 金杉仲通地区 (有賀地区長)



平成 28 年 6 月 18 日(土)～19 日(日)三島神社 子供達も多く集まり、税金についての紙芝居を行いました。

【税ってなんだ】 金杉二丁目地区 (新井地区長)



平成 28 年 6 月 18 日(土)金杉区民館下谷分館 「豆知識！税金クイズ」に親子で参加する光景も見られました。

【お楽しみ会】 竜泉三丁目泉地区 (恒次地区長)



平成 28 年 7 月 31 日(日)泉町会会館前 ラジオ体操カード持参の子供にはゲームや飲食物は無料でした。

【こども夏祭りと盆踊り】 竜泉中部地区 (竹谷地区長)



平成 28 年 8 月 20 日(土)一葉記念公園 午前中からこども夏祭り、夕方からは盆踊りを行いました。

【納涼大会】 竜泉西部地区 (川島地区長)



平成 28 年 7 月 30 日(土)～31 日(日)正徳寺前 今年も多くの方が参加し、ミニ S L は子供達に大人気でした。



谷中支部

【親子バスハイク】



平成 28 年 7 月 24 日(日)神戸国際ます釣場

【谷中第一地区】 谷中第一地区 (佐藤地区長)

初めて釣りやバーベキューを体験する子供もおり、楽しい一日を過ごしました。



【かなすぎ納涼祭】



平成 28 年 8 月 6 日(土)かなすぎ公園

【下谷東地区】 (稲垣地区長)
【金杉仲通地区】 (有賀地区長)
【金杉二丁目地区】 (新井地区長)
【金杉上町地区】 (水野地区長) 合同

4 町会が集まり、納涼祭を行いました。かき氷等の模擬店、スイカ割り、盆踊りを行い大変盛り上がりました。




公益社団法人上野法人会

会員サービスのご紹介

上野法人会では、会員企業の経営・福利厚生にお役立てるよう、さまざまな会員サービスをご用意しています。是非ご活用下さい。

※お問合せの際は『上野法人会』と伝えてください。

<h3>経営者大型総合保障制度</h3> <ul style="list-style-type: none"> 経営者の方が重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、経営に携われなくなった場合に想定される売上減少や資金調達難などのリスクから会社を守ります。 <p>＜大同生命保険（株）上野支社 03-3831-7050 平日 9:00～17:00＞</p>	<h3>ビジネスガード</h3> <ul style="list-style-type: none"> 経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る。政府労働保険の上乗せ補償制度の「ハイパー任意労災」、「個人情報漏洩対策プラン」、各企業の第三者賠償に備える賠償責任プラン「STARs」等 <p>＜A I U損害保険（株）03-3216-6611 平日 9:00～17:00＞</p>
<h3>がん保険・医療保険・介護保険等</h3> <ul style="list-style-type: none"> がん保険、医療保険、死亡保険、介護保険の取扱いをおこなっています。 お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。 法人会会員企業で働く方がご利用できます。 <p>＜アメリカンファミリー生命保険会社 0120-876-505 平日 9:00～17:00＞</p>	<h3>貸倒保証制度（取引信用保険）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 取引先（債務者）の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合にお役に立てる制度です。 メリットは、与信管理の充実・向上、貸倒損失の平準化、キャッシュフローの安定化等。 <p>＜三井住友海上火災保険（株）東京東支社 03-3843-4631 平日 9:00～17:00＞</p>
<h3>特定退職金共済制度（特退共）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 従業員のための退職金準備をお手伝いします。 掛金は全額損金（又は必要経費）に算入できます。 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複加入が可能です。 <p>＜東法連特定退職金共済会 東法連ホームページをご覧ください＞</p>	<h3>とうきょう共済</h3> <ul style="list-style-type: none"> 火災共済、生命傷害共済、自動車事故費用共済、医療総合保障共済、傷害総合保障共済、自動車総合共済等運営。 集団取扱いによる割引制度が適用されます。 上野法人会会員（事業主、その従業員、ご家族がご利用になれます） <p>＜とうきょう共済 03-3542-0271 平日 9:00～17:00＞</p>
<h3>企業情報提供サービス</h3> <ul style="list-style-type: none"> インターネットで即時に「東京商工リサーチの企業情報（評点付）とAGSの「信用格付情報」がセットで入手いただけます。 登録料、月額基本料なし、ご利用分のみお支払でご利用いただけます。 <p>＜AGS（株）048-877-3359 平日 9:00～17:00＞</p>	<h3>ストレスチェックサービス</h3> <ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施に当たり、企業の産業医と連携を図りながら実施体制作りから実施までサポートいたします。 WEB方式 / 質問紙方式の2種類の受検方法を用意しています。 <p>＜ダイヤル・サービス（株）03-6238-7101 平日 9:00～18:00＞</p>
<h3>人間ドック（通年開催）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 人間ドック1日コース（完全予約制）を会員限定価格にてご利用できます。 施設は、人間ドック・健診施設機能評価認定を受けています。 上野法人会会員（従業員及びご家族の方もご利用いただけます） <p>＜オリエンタル上野健診センター 上野法人会ホームページをご覧ください＞</p>	<h3>生活習慣病（成人病）健康診断（春・秋2回）</h3> <ul style="list-style-type: none"> 1日人間ドック形式（所要時間約2時間）を会員特別料金にてご利用できます。 「労働安全衛生法」に基づく「一般定期健康診断」としてご利用できます。 上野法人会会員（経営者ご本人、従業員・パート及びご家族もご利用いただけます） <p>＜（一財）全日本労働福祉協会 上野法人会会員様には健診実施1ヶ月前頃に案内を郵送＞</p>

<p>ラフォーレ倶楽部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラフォーレ倶楽部会員として全国の保養施設をリーズナブルな会員価格で利用可能です。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） <森トラスト・ホテルズ&リゾート 東法連のホームページをご覧ください> 	<p>プリンスホテル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内各地のプリンスホテルやゴルフ場・スキー場が、優待料金でご利用になれます。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） <プリンスホテル 東法連のホームページをご覧ください>
<p>四季倶楽部</p> <p>オールシーズンお一人1泊5,000円(税抜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約開始が一般より優遇 ・期間限定の会員優待宿泊プラン等の優遇あり ・法人会会員（企業およびその企業の役員・従業員とその家族が利用できます） <(株) 四季リゾート 東法連のホームページをご覧ください> 	<p>東急ホテルズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東急ホテル」「エクセルホテル東急」や「東急REIホテル」などを常に一般向けインターネット料金より安くご利用できます。 ・法人会会員（企業およびその企業の役員・従業員とその家族がご利用できます） <東急ホテルズ 東法連のホームページをご覧ください>
<p>無料宅配セミナー DVD レンタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社や自宅にしながら、インターネットから見たいセミナー（DVD）のレンタルが無料で予約できるので忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。 ・ジャンル別タイトルを検索できるほか、コンテンツ詳細ページからサンプル動画を視聴できます。 <(株) イー・ブレーション 上野法人会ホームページをご覧ください> 	<p>マイナンバー管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー管理システム『マイナンバーステーション』で、低コストで高いセキュリティを持った管理方法をご利用いただけます。 <(株) エフアンドエム 東法連のホームページをご覧ください>
<p>ビジネスカード</p> <p>会員特典のある「ビジネスカード」支払に変更することで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私費利用と会社経費を分けて管理できます。 ・振込業務が削減できます。 ・支払期日を統一することで資金繰りを改善できます。 <(株) クレディセゾン 東法連のホームページをご覧ください> 	<p>クルマ関連サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレンタカーで、カーリース、レンタカー、カーシェアリングが会員料金でご利用できます。 ・1年間の中古車保証をいたします。 ・メンテナンスサービス付きで良好な車両を維持できます。 ・法人会会員（企業及びその企業の役員・従業員とその家族が利用できます） <オリックス自動車 0120-773-600 平日 9:00～18:00>
<p>東京国立博物館年間パスポート</p> <p>東博「年間パスポート割引購入券」を限定100枚（1社5枚迄）、先着順にてご提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常展を何度でもご覧いただけます。 ・特別展を最大6回ご覧いただけます。 ・上野法人会会員。 <東京国立博物館 上野法人会広報誌 (早春号) 同封チラシをご覧ください> 	<p>芸大「奏楽堂」演奏会を楽しむ会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年会費一口5,000円で、奏楽堂演奏会を年間6回鑑賞することができます。 ・上野法人会会員。 <東京芸術大学 上野法人会広報誌 (早春号) 同封チラシをご覧ください。>
<p>法律相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談1時間まで無料。 ・法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。) ・法人会会員専用サービスです。 <東京法人会連合会 03-3357-0771 平日 9:00～16:00> 	<div style="text-align: right;">  <p>公益社団法人 上野法人会 http://www.uenohoujin.or.jp Email jimukyoku@uenohoujin.or.jp TEL 03-5818-1151</p> <hr/> <p>一般社団法人東京法人会連合会 http://www.tohoren.or.jp/</p> </div>

内容は平成28年8月1日現在のものです。



<女性部会>

“ル・ボンテ”へようこそ

記事 女性部会長 中立由美子

皆様、こんにちは。
私は、女性部会長の中立由美子と申します。
この度、広報誌のページをお借り致しまして、日頃の私たちの活動をお伝えし、少しでも多くの方にご参加いただき、会の活性化につなげて参りたいと思っております。

女性部会“ル・ボンテ”（良い小集会）の設立は昭和61年3月、今年で31年を迎えます。歴代の部会長・役員のご活躍・ご協力により、現在も円滑に会の運営を行う事が出来ています。広報誌でも活動報告をさせていただいておりますが、ご紹介させていただきます。

最近行いました女性セミナーを二つご紹介いたします。健康に関心が集まっている昨今、一番身近なテーマである“食と健康”をテーマに、「東洋医学から見る食と健康」についてご講演いただきました。

“食と健康”の情報は溢れていますが、自分の健康に適した「食」は何か？という事になるとなかなか良い情報を得られません。この点東洋医学は体質や体調に合わせ、一人一人に対応した「食」のあり方を教えてくれます。

セミナーではこのような東洋医学の知恵について学びました。

セミナー後には、季節の食材をフルに使った、身体に優しい食養生のお食事を頂きました。

(ご協力 (株) 山中 会席中国料理「古月」様)

「老舗の洋食屋の味をご家庭で」をテーマに、総料理長によるお料理教室を行いました。

1 回目のメニューは、「ハヤシライス + レバーペースト」、2 回目のメニューは、「カニコロッケ + カニの身詰めトマトサラダ」です。総料理長を囲み楽しくお話をしながら、お料理の基本、食に対しての考え方など、レシピ以上の事を学ぶ事が出来ました。

(ご協力 (有) アダムスキクヤ 洋食「黒船亭」様)

*「食と健康」は男女問わず一番大切に
関心のあるテーマだと思います。

また、将来元気で長生きするためには、介護予防が重要であり、介護予防のカギは「口から食べる」と言われています。次年度も「食と健康」にこだわったセミナーを行いたいと思います。





女性部会では『楽しい法人会づくり』を合言葉に、参加された皆様に喜んで頂けるような活動をしています。

日帰りバス管外研修会を二つご紹介いたします。
江戸の風情を色濃く残す蔵の町“川越”に伺って参りました。

川越のシンボル「時の鐘」一日4回時刻を告げる情緒豊かな鐘の音が鳴り響き、また、徳川家ゆかりの喜多院は、江戸城から移築されたお部屋をはじめ歴史的に貴重な文化財も多く、とても見ごたえがありガイドさんの説明とともにゆっくりと散策しながら拝見することが出来ました。

「風光明媚なひたちの国 北茨城」五浦海岸に伺いました。

北茨城も東日本大震災では大変な津波の被害があり、観光客の減少という事で、微力ではありますが復興支援で伺って参りました。

岡倉天心の六角堂、こちらは東日本大震災で流失しましたが再建され、雄大な景色と合わせてとても見ごたえがあり、五浦観光ホテルで昼食後、かねみ公園にある作曲家吉田正音楽記念館に伺いました。生涯作曲数は2,400曲、記念館の1階では懐かしい昭和の歌謡曲が映像と共に流れており、名曲に触れることが出来ました。



この他にも、青年部会と合同の講演会・懇親会、お食事会等恒例で行っております。

今後も役員一同、皆様に楽しんでご参加いただけるような会の運営を目指して参りますので、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが女性部会の運営に際しまして、東京上野税務署、上野法人会の親会、各部会、事務局の皆様がご協力下さる事に深く感謝しております。今後とも一層のご支援・ご協力を賜ります様、心よりお願い申し上げます。



あと2割の売上げを伸ばすために 営業・販売の第一線で実践したい

経営コンサルタント
堂島 健一



コンサルティングセールス

「思うように、売れない」とする現場の営業社員、「あと2割の売上げがあれば黒字化が実現できる」とする経営者。売上げの確保では、現場も経営者も強い思いは一致しているものの、具体的にどう展開すればいいのか。

今までの営業・販売方法では、進化し続ける顧客やお客様のニーズに応えることは叶いませんし、絶対あなたの会社と取引をしたいという競合他社との差別化はできず、ついには価格競争に陥り、一段と厳しい経営が強いられる。

それを克服し、活路を拓いていくためには、これまでのように、売り手が一方的に、商品やサービスのセールスポイントや効能・効果ポイントを話し続ける営業スタイルではなく、顧客の声に耳を傾け、抱える問題解決やニーズを引き出し、それらに応え、さらに期待以上のメリットを感じられる提案していく、コンサルティングセールスの展開が求められる。

コンサルティングセールスのステップは、①お客様のニーズの把握（顕在ニーズ・潜在ニーズ）、②分析・検討、③提案（セリングポイント、ベネフィットポイント）、④クロージング（バイイングシグナルを捉えてクロージングに持っていく）の段階で進めていく。4ステップで必要なスキル・ポイントは次の通りである。

ステップ①

コンサルティングセールスで、「聴く力」が最も重要なスキルであり、相手との関係づくりのための重要なポイントである。

営業のベテランほど「話す力」に長けていても、「聴く力」が弱いという傾向がある。まずは営業マンの五感で、お客様への察知力を高めながら、質問することでお客様のニーズを把握していく。

お客様のニーズには、お客様自身も認識している「顕在ニーズ」と、お客様がまだ気付いていない「潜在ニーズ」があることに留意し、とくに潜在ニーズには、お客様自身が今は気付いていなくても、こちらの提案などから「それは良いな」と引き出すこと、掘り起こすことが大切であり、有効になってくる。

相手への質問の方法として、「オープンクエスチョン」「クローズドクエスチョン」を効果的に使うことにある。

「オープンクエスチョン」とは、「どんな、ど

のように、なぜ」など、相手が自由に話せる質問で、①相手の本音が見える、②話を拡大・展開しやすい、③双方向の会話が成立するという効果がある。逆に、デメリットに、①無口な人は話せない場合がある、②話しが長くなるなどがあり、まずはオープンクエスチョンを投げかけてみる。

「クローズドクエスチョン」とは、「はい、いいえ、Aです、Bです」など即答できる、聞きたい事を単刀直入に聞く質問。確認したりする場合などに使うと効果的で、メリットとして、①話が早い、②聞きたい事を直接聞ける、③会話が苦手な方にも効果的。デメリットとして、①聞きたい事しか聞けない、②一方的になりやすい、③相手の本音が見えない、が挙げられる。それぞれの質問法の有効性とデメリットも頭に入れ、臨機応変に対応することが求められる。

ステップ②～③

お客様が持つニーズを聴き出したら、整理して分析し、何をお客様に勧めたら良いかを検討した上で、提案に入る。「セリングポイント」とは、その商品の優れている点、お勧めポイントである。「ベネフィットポイント」とは、セリングポイントの中で、お客様のニーズにピッタリと添う部分である。

セリングポイントばかりを並べても、お客様が価値を見出せなければ、全く意味がないので、お客様のニーズに合ったベネフィットポイントをしっかりと提示することで、「私のために親身に期待に応える提案をしてくれている」と、お客様に誠意とともに伝わるのである。

ステップ④

クロージングは、お客様の言葉や反応をしっかりと受け止めながら進める。

「検討する」という言葉一つでも、本当に検討するのか、断り文句として言っているのか、を判断することが必要である。仮に、断り文句として「検討します」と返って来るのであれば、何が検討する課題になっているかを聴きだし、前段階の提案ステップに戻り、検討課題の克服の提案をする。

コンサルティングセールスとは、誰にでも当てはまる説明をするだけではなく、そのお客様だけにピンポイントでメリットを提案することが大事である。

どなたでも
ご参加いただけます

源泉部会研修会

年末調整と法定調書の作成

【と き】 平成28年 10月27日（木） 13:30～16:00

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】 東京上野税務署 平部祐子 源泉担当上席国税調査官 他
台東区役所 税務課課税係

【内容】 ○年末調整の概要（ビデオ）
○補足説明
○法定調書作成提出の概要（ビデオ）
○作成における注意事項
○給与支払報告書の作成時の注意事項

参加無料

【持参テキスト】 ☆「平成28年分年末調整のしかた」等 国税庁資料
※10月下旬に税務署より郵送予定

参加希望の方はお電話で…
TEL 5818-1151

平成28年度 年末調整等説明会

主催：東京上野税務署・台東区役所

【会場】 台東区役所10階大会議室

＜問い合わせ先＞
東京上野税務署
03-3821-9001

開催日	11月1日（火）		11月2日（水）		11月4日（金）	
開催時間	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00
対象地域	上野	谷中 上野桜木 下谷 上野公園 三ノ輪	台東	根岸 竜泉 日本堤 千束	東上野	秋葉原 池之端 入谷 北上野 松が谷

※説明会の開始30分前から、
会場の受付で年末調整関係
用紙を配布します。

※対象地域の説明会に出席
できない場合には、他地域
の説明会に出席されても差し
支えありません。

税を考える週間協賛

上野公園 **税金クイズラリー**

税金クイズに答えて、景品をもらおう！
どなたでもご参加いただけます。

参加無料

【日時】
平成28年 11月5日（土）
10:00～

【場所】
上野公園 ポケットパーク
※雨天中止

主催：税務六団体

表紙 <<考える人と西洋美術館>> 撮影：須賀広報委員

■平成28年9月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

共催 (公社)上野法人会・(公社)浅草法人会

税を考える週間協賛
大型講演会

森永卓郎氏講演会

モリタク流
わくわく

ライフスタイル のススメ

【日時】

平成28年 11月24日(木)
17:00~18:30

【会場】

東天紅 上野本店
3F「鳳凰の間」



経済アナリスト
獨協大学経済学部教授

森永卓郎氏



入場無料

※どなたでもご参加いただけます

同送のチラシ申込書をFAX又は
郵送にてお送り下さい。
お電話での申込も受付けております。

公益社団法人 上野法人会
〒110-0015 台東区東上野 1-2-1
朝日信用金庫西町ビル 5階
TEL 5818-1151
FAX 5818-1141



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4
(野村不動産上野ビル6F) TEL 03-3831-7050

AIU AIU損害保険株式会社
Member of AIG

東京第二支店/
東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9110